平成27年12月25日

教委規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)の支給について必要な事項を定めることにより、もって教育の機会均等に寄与し、本市の特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。
 - (2) 特別支援学級 学校教育法 (昭和22年法律第26号。以下「法」という。) 第81条第2項 に規定する特別支援学級をいう。
 - (3) 通級指導教室 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する特別な教育課程による指導を行うための教室をいう。
 - (4) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
 - (5) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「政令」という。)第2条第1項に規定する世帯の収入額をいう。
 - (6) 需要額 政令第2条第1項に規定する世帯の需要額をいう。

(支給対象者)

- 第3条 奨励費の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれ かに該当する児童生徒の保護者とする。
 - (1) 小中学校に就学する児童生徒であって、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第2 2条の3に規定する障害の程度に該当するもの。
 - (2) 小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒
 - (3) 小中学校の通級指導教室に通学する児童生徒

(支給費目及び支給金額の基準等)

- 第4条 奨励費は、予算の範囲内において、支給対象者に対して支給する。
- 2 奨励費を支給する費目及び支給する金額の基準は、教育長が別に定める。

(他の法令等による支給との調整)

第5条 支給対象者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定により教育扶助を受けている者又は熊本市就学援助規則(平成27年教委規則第10号)の規定により就学援助を受けている者(以下「就学援助等受給者」という。)に対しては、当該教育扶助又は就学援助を受けている部分に相当する奨励費の支給は、行わない。

(対象期間)

- 第6条 奨励費の対象となる期間は、申請があった日の属する年度の初日(年度の中途に転学等の理由により第3条の支給対象者となった場合は、その事実が発生した日)から当該年度の末日までとする。 (申請)
- 第7条 奨励費を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特別支援教育就学奨励費申請書兼 収入額・需要額調書(以下「申請書」という。)に教育長が別に定める必要な書類を添えて、教育委 員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒の在籍する学校の校長(第3条第3号に規定する通級 指導教室に進学する児童生徒にあっては通級指導教室が設置されている小中学校の校長。以下「校長」 という。)を経由して行うものとする。

(審査)

- 第8条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、校長を 経由して、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の審査の方法は、教育長が別に定める。

(認定)

- 第9条 委員会は、申請者が前条の審査により支給対象者に該当した場合は、教育長が別に定める支弁 区分のいずれかに認定する。
- 2 委員会は、前項の支弁区分の認定について、校長を経由して、支給対象者に通知するものとする。
- 3 前項の通知は、前条第1項の通知とあわせて行うことができる。

(支給方法)

第10条 奨励費は、奨励費の支給の認定を受けた者(以下「認定者」という。)に金銭を支給する方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、奨励費に係る請求その他の手続を校長に委任することができる。

(辞退の届出)

- 第11条 認定者は、奨励費を辞退しようとするときは、教育長が別に定める届出書により、校長を経由 して、委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、第7条の申請者が第9条第2項に規定する認定の通知がなされるまでの間に、申請 を取り下げようとする場合に準用する。

(奨励費の廃止)

- 第12条 奨励費は、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、廃止する。
 - (1) 第3条各号に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 認定者から奨励費を辞退しようとする旨の届出があったとき。
 - (3) 認定者が虚偽の申請その他不正な行為により奨励費の支給を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、奨励費の必要がなくなったと委員会が認めたとき。

(奨励費の返還)

第13条 委員会は、前条第3号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に 対し、奨励費の返還を求めることができる。

(様式)

第14条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。